障がい者就労支援企業認証制度

「障がい者就労支援企業」に登録しませんか！

障がいのある人の就労支援に積極的に取り組む企業を
「障がい者就労支援企業」として認証します。

認証取得のメリット！

■北海道働き方改革推進企業認定制度で加点評価

- 「北海道働き方改革推進企業認定制度」で、本制度のポイントに応じて１～３点の加点評価

■融資（制度融資）

- 認証２ポイントの取得で「中小企業総合振興資金」のステップアップ貸付の融資対象
- 北海道信用保証協会の「未来につなぐ地域社会応援保証制度」融資対象（信用保証料率割引）

■総合評価競争入札における加点評価

- 価格のみで落札企業を決定するのではなく、認証取得企業については認証ポイントを加点評価
  ※対象業務：道の一部委託業務等

■随意契約等の配慮

- 随意契約や入札における対象事業者選定に配慮

認証基準

１～６の取組に応じて認証ポイントを取得できます！
（認証には、障がい者雇用率が 2.7％以上であることが必要です。）

1. 障がい者雇用率　[雇用率3.2%以上]
   【特例子会社】 障がい者雇用率　60%以上
   【(就労継続支援Ａ型事業所】
   重度障がい者雇用割合（重度障がい者雇用者数　÷全障がい者雇用者数）10.0%以上
   ※サービス利用者を除いた職員で算定を行うほうが有利の場合は、従前の方法による。
2. 無償により就労系障害福祉サービス事業所の製品販売スペース提供
3. 就労系障害福祉サービス事業所への優先発注[年額50万円以上]
4. 障がい者の職場実習の受入
5. 障がい者の職場定着　[平均雇用継続期間１年６ヶ月以上]
6. その他
   障がい者の就労支援に特に寄与する取組として有識者委員会で認められたもの
   [ジョブコーチの配置、無償での製品のネット販売など]

北海道認証

障がい者就労支援企業
働く障がい者を応援しています
★★★★★★★★★★★★★

認証マーク
認証基準に応じて、認証ポイント（☆の数で表示）取得

認証マーク使用基準により使用できます

認証の対象者	道内に事業所を有する企業又は協同組合
認証の要件	障がい者雇用率が、法定雇用率以上であって、障がい者の就労支援の取組を継続的に実施していること
認証の有効期間	認証取得の日から３年間

詳細は道庁ホームページで

北海道　障がい者　企業　検索

問合せ先　社会福祉法人 北海道社会福祉協議会
北海道障がい者就労支援センター　TEL：011－241－3982
北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課地域支援係